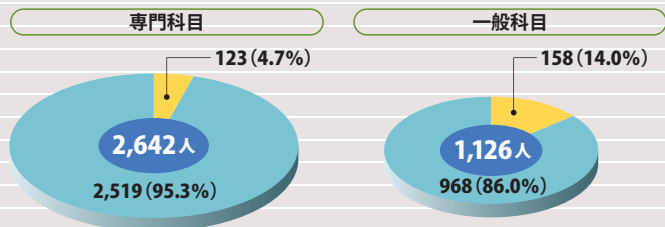
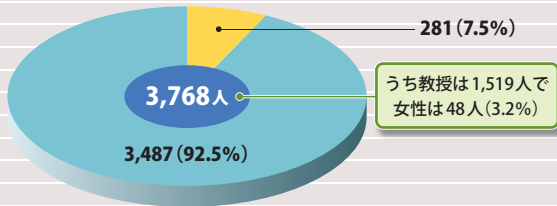


男女共同参画 国立高等専門学校¹の現状

H23.5.1現在 高専機構調べほか(単位:人)

女性
男性

1 教員

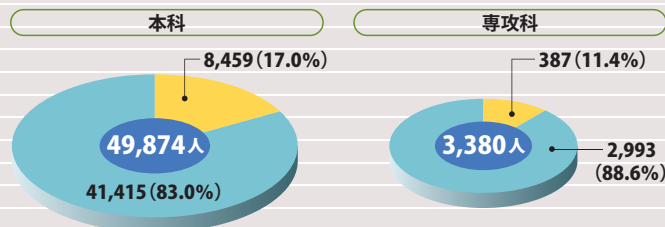


新規採用教員に占める
女性の比率
15.7%

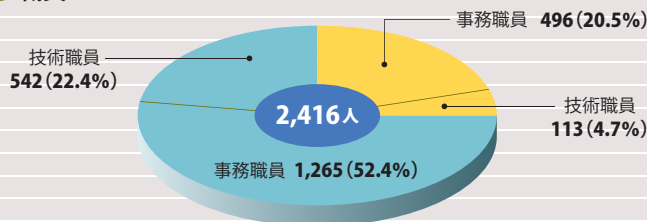
目標
当面**20%以上**早期達成

【男女共同参画基本計画 (H22.12.17閣議決定)】【科学技術基本計画 (H23.8.19閣議決定)】
自然科学系全体で25%を早期に達成し、さらに30%まで高めることを目指す(工学系は15%)。

2 学生



3 職員



Q&A

Q1 技術者を養成する高専に女子学生や女性教員が少ないのは、やむを得ないのでは？

A1 科学技術の分野で女性が存分に能力を発揮できない背景には、無意識の中にも根強い性別役割分担意識、社会の慣習や制度などがありますが、この分野で活躍する女性が未だ少ないことは、いわば社会の損失でもあります。国においては、男女共同参画基本計画及び科学技術基本計画に基づき、女子学生の理工系分野への進路選択の支援や女性教員の一層の登用等について環境整備を進めていますが、高専機構としても、男女共同参画に積極的に取り組むことで、優秀な技術者を育成し、またこれにより社会に貢献していきます。

Q2 教員を公募しても、なかなか女性の応募がありません。募集を女性に限って行うことはできますか？

A2 男女雇用機会均等法では、職員の募集・採用について性別による差別を禁止している一方で、同法に関して厚生労働省が定めている指針においては、高専の教員のように女性が男性と比較して相当程度少ない場合は、女性のみを募集の対象とすることや女性を優先して採用することができることとされています。女性教員の積極的な採用が期待されることです。

Q3 子育てや介護をしている教職員には、どのような制度がありますか？

A3 高専機構では、国家公務員と同様の育児休業制度を導入しており、子が3歳に達する日まで育児休業を取得できます。さらに、働きながら子育てをしたい場合には、育児短時間労働や早出遅出労働、子の看護、予防接種・健康診断受診のための休暇(年間5日)も取得できます。

また、家族を介護する場合は、6か月間の介護休業が取得できます。さらに、働きながら介護をしたい場合には、介護短時間労働や早出遅出労働、家族介護のための休暇(年間5日)も取得できます。



独立行政法人 国立高等専門学校機構
Institute of National Colleges of Technology, Japan

本部事務局

〒193-0834 東京都八王子市東浅川町 701-2
TEL 042-662-3120 FAX 042-662-3131

竹橋オフィス

〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋2-1-2 学術総合センター 10階
TEL 03-4212-6817(代) FAX 03-4212-6810

<http://www.kosen-k.go.jp/>

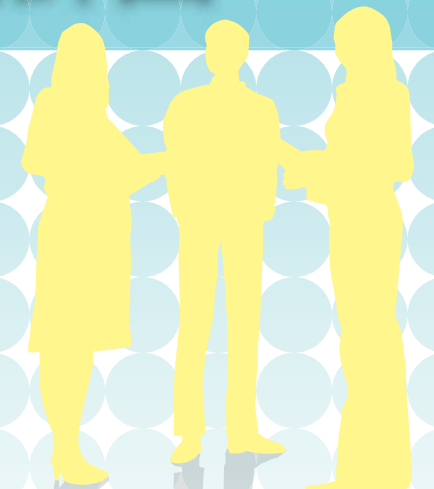
写真提供：長野高専、豊田高専、香川高専



リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

独立行政法人 国立高等専門学校機構

男女共同参画 行動計画



独立行政法人 国立高等専門学校機構
Institute of National Colleges of Technology, Japan



独立行政法人 国立高等専門学校機構
男女共同参画宣言

私たちは、人権を尊重し、
性別にかかわらず、
個人の能力を十分に発揮して活躍できる
社会の実現を目指します。
そのために、
創造性に富む実践的技術者を
育成することを通して、
技術科学分野への
男女共同参画を推進します。

平成 23年3月17日

独立行政法人 国立高等専門学校機構
理事長 林 勇二郎

独立行政法人 国立高等専門学校機構

男女共同参画行動計画

平成23年9月12日策定

本行動計画は、「独立行政法人国立高等専門学校機構男女共同参画宣言」(平成23年3月17日)にもとづき、その基本理念の実現に向けて基本方針及び重点課題について明確化するものである。

各高専及び機構本部は、その果たすべき役割を認識して、密接な連携のもと本行動計画を推進していくものとする。

本行動計画の推進期間は、平成23年10月から平成30年度(第3期中期計画最終年度)までとし、平成25年度(第2期中期計画最終年度)には1回目の中間評価を行い、その後の取組に反映させる。また、最終年度には本行動計画の進捗状況を取りまとめるとともに、必要に応じて次期の行動計画を策定することとする。

基本方針及び重点課題

1

教育活動全般を通じた 男女共同参画の推進

- (1) 女子学生の比率向上を図る。
- (2) 女子学生が技術者としてのキャリア形成ができるよう支援する。
- (3) 女子学生がより快適に学べる修学環境(女子寮・更衣室・トイレ等の施設、安全・安心対策・学生相談等)の整備を図る。
- (4) 推進モデル校を設置し、その取組を支援するとともに、全校への普及を図る。

2

教育・研究・就業における男女共同参画 の推進、仕事と生活の調和(ワーク・ ライフ・バランス)を図るための環境整備

- (1) 女性教職員の比率向上を図るため、特に新規採用教員に占める女性の比率を当面20%以上とすることを目標とし、早期の達成を目指すとともに、女性教職員の採用・登用計画を作成し、積極的に取り組む。
- (2) 女性教職員に係るネットワークづくり等によりキャリア形成を支援する。
- (3) 女性教職員の就業環境(休憩室等)の整備を図る。
- (4) 教職員が仕事と生活の両立を図れるよう、男女を問わず各種制度(育児介護休業、時間外労働時間の縮減等)の利用を促進し、必要に応じて拡充整備する。

3

男女共同参画の意識啓発

- (1) 各高専における男女共同参画に関する推進体制を整備するとともに、意識啓発を図る。
- (2) 男女共同参画の取組について、学内外への情報発信を強化する。
- (3) ハラスメント防止体制及び相談体制の整備、充実を図る。

4

法人・学校運営における 意思決定への男女共同参画の推進

- (1) 女性教職員の指導的地位への登用等を積極的に推進する。
- (2) 女性教職員の各種委員会等への参画を積極的に推進する。

